公正競争条件確保法案(概要)

1 目的

公的資金による事業再生支援が公正かつ自由な競争を阻害するおそれがあることに鑑み、公的資金再生事業者と同種の業務を営む事業者との対等な競争条件の確保に関する指針の策定等について定めることにより、これらの者の対等な競争条件の確保を図り、もって国民経済の健全な発達の促進に資する。

2 基本原則

公的資金による事業再生支援は、公的資金再生事業者と同種の業務を営む事業者との競争条件に対する影響が、公的資金による事業再生支援の目的を達成する上で必要最小限のものとなるよう、行われなければならない。

3 ガイドラインの策定等

:ガイドラインを勘案する責務

事業再生支援法人*

公的資金による事業再生支援:

有用な経営資源を有しながら過大な債務を負う事業者について債務等の調整が行われる場合において、政府出資法人が当該事業者の事業の維持更生・再生支援の目的で行う、金銭債権の取得、資金の貸付け、債務の保証、出資、その他経済的利益を生じさせる行為







公正取引委員会

ガイドラインの策定:

公的資金再生事業者と同業事業者との 競争条件への影響が、事業再生支援の目 的を達成する上で必要最小限となるよう、事業再生支援法人及び関係行政機関 の長が勘案すべき基本的事項に関する 指針の策定(あらかじめ、関係行政機関 の長から意見聴取)

·通知:

支援又は処分等が、指針に照らし不適切と認められ、かつ、競争条件への影響が著しく大きく、公正かつ自由な競争を確保する上で特に必要と認めるときに通知及び公表

処分等

公的資金再生事業者

関係行政機関の長

※ 公的資金による事業再生支援を行う場合における政府出資法人 (東日本大震災事業者再生支援機構は対象外) :ガイドラインを勘案する責務

(施行日:公布の日から6月以内)